

区内通所系サービス事業所
区内短期入所系サービス事業所 各位

練馬区高齢施策担当部
介護保険課長 風間 康子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱い（第 12 報）に係る利用者同意について

日頃より、練馬区介護保険事業にご理解とご協力くださりまして誠にありがとうございます。

標記の件については、介護保険最新情報 vol. 842 にて厚生労働省老健局から発出され、通知本文にあるとおり、「利用者からの事前の同意が得られた場合には、(中略)別紙に従い、介護報酬を算定することを可能とした」ものです。

しかし、事業者から算定することを前提に署名を求められた、料金改定をするので利用継続の有無を回答するよう求められた、なぜ今回料金が上がるのか等の問い合わせが、利用者等から区に来ています。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第 12 報）の留意事項について」（令和 2 年 6 月 17 日付事務連絡）でもお示ししましたが、この通知の利用者同意については、下記のとおりと考えます。あらためて貴事業所関係職員への周知をお願いします。

記

1 利用者の同意について

- ① 利用者の同意が得られた場合には、介護保険最新情報 vol. 842 で示された形で報酬を算定する取扱いが可能である。
- ② 利用者の同意が得られない場合には、①の取扱いは行わないこと。
- ③ 利用者が同意をしないことを理由にサービス提供拒否を行う、あるいは、同意をサービス継続の条件とすること等、利用者がサービス利用に当たって不利益を被らないようにすること。
- ④ 利用者はこの臨時的取扱いの算定を認めるか選択することができるのにも関わらず、利用者とその説明をせず、例えば重要事項説明書の改定により、一律に算定することを通知し同意を得る方法は不適切であること。

2 説明に当たっての留意事項

介護保険最新情報 vol. 842 の臨時的取扱いは、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から設けられたものです。厚生労働省から通知が出たからという理由だけで

はなく、この間の事業継続のために事業所が行ってきた新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組にかかった手間や経費等について、利用者に丁寧に説明し、理解を得るようしてください。

※本通知の内容は東京都に確認済みです。

※本通知の元となる介護保険最新情報等は下記練馬区ホームページに掲載されています。

(練馬区ホームページ)

トップページ>保健・福祉>介護保険事業者向け>社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/shingatakorona.html>

また、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」について、まとめたページが厚生労働省 HP 上に掲載されています。

【担当】

練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者運営推進係

電話 03-5984-4589 (直通)

給付係

電話 03-5984-4591 (直通)